

【法律の基礎知識】

ある専門学校の民事再生申立事例

平成 20 年 10 月 13 日
文責 弁護士 小笠原耕司

1 再生会社の概要

平成 18 年 12 月、専門学校が資金繰りに窮し、民事再生手続開始の申立をし、民事再生手続開始決定が下された。負債は、滞納税金約 10 億円、再生債権約 20 億円であった。

X 専門学校は、全国 12 箇所に校舎があり、学生寮も用意していたが、校舎、寮共すべて賃貸であった。また、創業者が 100% 株式を保有するオーナー企業であったが、放漫経営による資金繰り悪化から手形・小切手を濫発するに至り民事再生を申し立てるに至った。

民事再生の方針にあたり、約 4000 名の学生にだけは迷惑をかけたくない、また入学を辞退した応募者に対しても、全額学費を返還するという方針で再生手続を進めたいとの要望を受けた。

2 学費返還 保護者の対応

平成 20 年度の新規学生募集により、民事再生手続開始決定の時点ですでに多数の応募があり、入学金および受講料をすでに払い込んでいた。この点、入学募集要項には、入学式の前日までに入学辞退の手続きを採った場合には、納入した学費のうち、入学金を除いた受講料について、手続きをとった日から 1 週間以内に返還を受けることができること、また入学式の日以降はいかなる理由があっても学費の返還はしない旨定められていた。この学費返還制度を利用し、辞退の手続きをとる者が続々と生じており、その後も応募者が出る一方で、辞退者も出るという状況であった。

① 全国保護者説明会

そこで、約 2 週間をかけて全国 12 校舎を回り、現状の説明、今後の民事再生手続の流れ、専門学校の運営方針等について、現在通っている生徒及びその保護者、入学希望者及びその保護者の方々に対して、直接説明を行い、不安感の払拭に全力を注いだ。

② 学費返還等債権者対応専用ダイヤルの開設

X 専門学校は、学費返還制度を設けながら、約 2 年前から返還を行っていない状況であったため、再生債権としての学費返還債権が約 1.8 億円、開始決定後に辞退した学生の学費返還債権が約 3 億円にも膨れ上がっていた。大規模な消費者問題に発展するおそれもあったことから、これら学費返還は至上命題となっていた。

これまで学校の校舎窓口にかかってきていた学費返還に関する問い合わせの負担をなくし、その対応を一本化するために速やかに新たに専用ダイヤルを法律事務所に開設し、説明会及び手紙により学費返還の方法、時期についてのアナウンスを行った。

③ 学費の全額返還

最終的には、返還すべき学費の最高額が 83 万円であったことから、83 万円までは全額を支払い、83 万円を超える部分について約 40% の配当率とする再生計画案を提出し

た。この結果、学費債権者には全額返還することが可能となった。

3 校舎賃貸人の対応・訴訟

① 全国回りでの打ち合わせ

賃料を滞納している校舎も多く、賃貸借契約の解除通知が届いていたり建物明渡請求訴訟を提起されている校舎もあった。そこで、前述全国回りをした際に、必ず現地の校舎のオーナーないしは管理会社と面談をお願いし、現状の説明、弁済計画の策定、今後の見通し等について打ち合わせを行い、対応をした。

校舎がなければ学校を運営することもできないため、建物明渡請求訴訟の解決は一つの大きな課題であった。共益債権であるにもかかわらず資金繰りが苦しく賃料を支払うことが出来ない状況が続き、明け渡し請求は厳しくなる一方であった。

② 訴訟の対応

未払賃料の支払いは、スポンサーからの資金投入を待つてほしいという説得を行っていたが、他方スポンサー契約においては、校舎に関する紛争が全て解決しているもしくは代替物件が見つかることが資金投入の条件となっているというジレンマに陥っていた。資金もなく代替物件を借りることもできない状況であったことから、非常に対応に苦慮したが、再生の見込みを詳細に報告するなどして結果的にすべての校舎の保全に成功した。

4 旧役員に対する損害賠償請求の査定

民事再生の申し立ての事態に陥った原因として、創業者であるオーナー代表者による関連会社への無担保の過大投資、税金の滞納、用途不明金の支出、手形・小切手の濫発があったが、当の代表取締役の責任はもちろん、上記各行為について取締役として監督義務違反の任務懈怠があったとし、他の取締役に対してもその善管注意義務及び忠実義務違反に基づく損害賠償責任の追及を行うため損害賠償請求の査定の申し立てをおこない、代表者に対しては、約 21 億円の責任が認められた。

5 スポンサー探し、交渉、契約締結まで

① 声がけ

当初、関連する事業会社を中心に声をかけ、検討を行っていたが、滞納税金が 10 億円もあること、手形濫発によるリスク（実際には法的整理によりすべて失権している）への不安、投入資金の規模が合わないとの理由からなかなか困難であった。とある事業会社においては 3 月末には意向表明を行うと約束し、現場インタビューや詳細な法務、会計、ビジネスの各 DD を行いながら、土壇場になって、断念を表明する等の紆余曲折があり、困難を極めた。その後、視点を変え、事業会社ではなく、投資銀行やファンドにも声をかけた。

② DD

ビジネス、会計、法務の各 DD がそれぞれコンサル、公認会計士、弁護士により行われた。中でも会計 DD では過去の資料も散乱し、乱脈経営を知る経理の役員が不在であったため、その詳細を知るのだけでも大変な時間がかかり、経理を増員して対応したが非常に困難な作業であった。

③交渉・契約締結

契約交渉においては、極めて多岐にわたる条件が付されたが、結果的に約36億円の資金が投入された。

6 DIPファイナンス

再生中も学校は通常どおり運営がなされており、学費の返還、従業員の給与、校舎の賃料等数億の運転資金が必要であった。しかし、民事再生申立以降、入学希望が伸び悩み資金繰りも悪化し、事業継続に不可欠な支払が全くできない状況であった。しかし一方で、スポンサーからの資金投入は、民事再生の認可決定の確定が絶対条件となっており、認可決定前の段階で新たに貸し手をみつけるしかなかった。

DIPファイナンスの提供先をみつけることは困難を極めたが、最終的には学費債権を『集合債権譲渡担保』という担保として、5月に大手商社から約3.5億を、8月に投資ファイナンス会社から8億のDIPファイナンスの提供を受けることに成功した。

7 再生計画の認可決定確定後

再生計画を遂行する中で、再生したことが報道されると、届け出のなかった再生債権の支払いについての問い合わせが何件かあった。原則として届出のない再生債権は、失権することとなるが、債務者が認識していた債権については、届出がなくとも、自認債権として本来扱うべきであり、法的な支払義務があることに留意が必要である。

8 まとめ

再生案件においては、単に債権者を確定して弁済計画を立てるということだけでなく、その過程において学校という事業の性質から、その事業と関連資産、その事業を保全する必要があった。そのため、従業員との関係では労働問題、校舎賃貸人との関係では建物明渡交渉あるいは訴訟、そして何よりも資金面の確保が必要であった。

こうした多数の利害関係人を有する大規模の企業再生においては、M&Aを実行するスポンサーを探し出すとともに、ディールを成功裡におさめるため、迅速な紛争処理、債権者対応が要求される。

以上